

企画競争説明書

業務名称：ベトナム国ジェンダーの視点に立った金融包摂促進支援プロジェクト

案件番号：180520

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2018年12月12日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2018年12月12日(水)

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：ベトナム国センターの視点に立った金融包摂促進支援プロジェクト

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

(○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

() 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間(予定)：2019年2月中旬～2021年3月下旬

4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第一課 松崎 晃昌 Matsuzaki.Terumasa@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（5）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省府統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

6 説明書に対する質問

（1）質問提出期限：2018年12月19日（水）12時

（2）提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（3）回答方法：2018年12月25日（火）までに機構ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

7 プロポーザル等の提出

（1）提出期限：2018年12月28日（金）12時

（2）提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（3）提出先・場所：上記4. 窓口

（4）提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部

見積書 正1部 写 1部

（5）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき

5) 虚偽の内容が記載されているとき

6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（6）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

a) 旅費（航空賃）

b) 旅費（その他：戦争特約保険料）

c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）

第三国研修に係る費用

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) VND 1 = 0.004880 円
- b) US\$ 1 = 113.385000 円
- c) EUR 1 = 129.024000 円

5) その他留意事項

特に無し

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／金融包摂政策
- b) 金融サービス／ジェンダー

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 16.67 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点 (以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

(○) 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5) の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2018年1月24日(水)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)
案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

力、競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ、競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク、その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

1.3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：金融包摂および女性のエンパワメントにかかる各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、30ページ以下として下さい。

3) 作業計画

4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択 （以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

（○）本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

【業務主任者（業務主任者／金融包摂政策）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと）

a) 類似業務の経験：金融包摂に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 業務主任者等としての経験

e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。） JICAの能力強化研修「金融包摂」を受講していることが望ましい。

f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 金融サービス／ジェンダー】

a) 類似業務の経験：金融包摂、女性のエンパワメントに係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。） JICAの能力強化研修「金融包摂」を受講していることが望ましい。

e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。
- 注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人員の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施 （以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

（ ）プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価表
ベトナム国ジェンダーの視点に立った金融包摂促進支援プロジェクト

別紙

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34.00)	
①業務主任者の経験・能力 業務主任者／金融包摂政策	(34.00)	()
ア) 類似業務の経験	13.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	
オ) その他学位、資格等	5.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	—	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ク) 語学力	—	
ケ) 業務主任者等としての経験	—	
コ) その他学位、資格等	—	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	—	
(2) 業務従事者の経験・能力：金融サービス／ジェンダー	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第3 調査の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

ベトナムは、「ドイモイ（刷新）政策」導入以降、市場経済の導入などで著しい経済成長を遂げ、同国の貧困率は減少する一方で、正規の金融機関の口座保有率は成人人口の 31.0%、貧困層に限ると 18.9%である。その内、金融機関に貯蓄ができる割合は 9.1%であり、貧困層の金融アクセスが大きな課題となっている。

ベトナムでは、市中銀行にアクセスできない貧困層・低所得者世帯向けに、ベトナム社会政策銀行 (VBSP: Vietnam Bank for Social Policies) をはじめとする政府系金融機関が過度に優遇的な低利貸付を展開し、健全な競争に基づくマイクロファイナンス産業の発展を阻害しているのが現状である。また、マイクロファイナンスに限れば顧客は大多数が女性であるが、提供されているサービスは限定的で、顧客、特に BOP (BOP : Base of the Pyramid) 層の女性の置かれた状況やニーズを十分に反映していない。他方、近年、政府は金融包摂戦略策定に取り組んでおり、限定的ではあるがデジタルファイナンスサービスも提供され始めている。

金融包摂におけるジェンダー格差は国際的にも問題視されており、女性の金融サービス活用促進は、単に彼女ら自身の経済活動支援のみならず、家族の他構成メンバーの厚生水準の向上、さらには、地域や国家経済へ貢献することが指摘されている¹。しかし、ジェンダー格差は正に向けては、女性の口座保有率を向上させることのみならず、女性が抱える課題（低い金融リテラシー、限定的な資産保有、制限されたモビリティ、低い携帯電話保有率等）に対応し、女性のライフサイクルに応じた金融ニーズに合致するサービスを提供すること、加えて女性にアウトリーチするための適切なデリバリーチャネルを構築することが重要であることが指摘されている。また、それらアプローチを可能にするためには、ジェンダーの視点を金融包摂戦略に統合していくことが不可欠である²。

本プロジェクトのカウンターパート機関であるベトナム女性連合 (VWU: Vietnam Women's Union) は、全国 1,600 万人以上の成人女性会員を抱え、国・省・郡・コミューンに亘る広範なネットワークを有し、女性の教育、保健、福祉、生計向上等の分野でサービスを提供している。また、ベトナム女性連合は、女性の権利や利益を代表し、ジェンダー平等推進のためのアドボカシーや政策提言を行っている。金融セクターにおいては、VBSP 等を通じたマイクロファイナンスの仲介を行うと同時に、独自のマイクロファイナンスプロジェクトを実施しており、正規マイクロファイナンス機関及びインフォーマルなマイクロファイナンス組織を傘下に有する。マイクロファイナンスの顧客の多くは女性であることからも、ベトナム女性連合のネットワークは強みを有する一方で、提供されている金融サービスは限定的で女性特有の役割や視点を踏まえた商品が十分に提供されていないことに加え、ベトナム女性連合職員は十分な

¹ ゴールドマンサックスの研究では、女性は自身の所得が増えた場合、家族の食事や教育等の改善に投資し、自身のみならず他の家族員の経済・厚生水準を向上させる傾向を確認している。そのため、たとえば BRICs を含む 15 か国において、SME 向けの融資アクセスのジェンダーギャップを 2020 年までに解消するだけで、これらの国の人一人当たり国民所得は 2030 年までに 12% 伸びると試算している。
‘Giving credit where it is due’

<http://www.goldmansachs.com/our-thinking/public-policy/giving-credit-where-it-is-due.html>

² Integrating Gender and Women's Financial Inclusion into National Strategies, Alliance for Financial Inclusion, February 2017.

専門知識や経験を有していないこと、そのためジェンダーの視点に立った金融包摶に向けた啓発や政策提言活動にも限界があることが課題である。

このような状況のもと、ベトナムにおける金融包摶促進のため、地方、特にBOP層の女性に対するニーズに即したマイクロファイナンスの提供を、ベトナム女性連合関連以外の金融機関も巻き込み促進するべく、そのための協力を我が国に要請してきた。

要請を受け、JICAは2017年9月に詳細計画策定調査を実施し、2018年11月にベトナム女性連合との間で協議議事録(R/D: Record of Discussions)の署名を行った。本事業は、2019年3月から2021年2月までの2年間で実施する予定である。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

ジェンダーの視点に立った金融包摶促進支援プロジェクト（開発調査型技術協力プロジェクト）

(2) プロジェクトの目的

本プロジェクトは、ジェンダーの視点に立った金融包摶の促進に向けて、ベトナム女性連合および金融サービス提供機関(FSP: Financial Service Providers⁴)の能力強化を通じて、貧困層および低所得層(BOP層)の女性のニーズに応じた金融・非金融サービスの開発と提供を促進することを目的とする。

(3) 期待される成果

- 1) ジェンダーの視点に立った金融・非金融サービスのデザイン、開発手法やプロセスに加えて、ジェンダーの視点に立った金融包摶を促進するための教訓および提言をまとめた報告書が作成される。
- 2) パイロット活動、研修・セミナー並びに提言作成のプロセスを通じて、ベトナム女性連合および対象FSPのジェンダーの視点に立った金融包摶にかかる能力が向上する。

(4) 対象地域

全国(パイロット事業対象地域はプロジェクト開始後に選定。北部、南部から1地域ずつ選定予定)

(5) 関係官庁・機関

実施機関：

(和名) ベトナム女性連合

(英名) Vietnam Women's Union

(6) 協力期間

2019年3月から2021年2月(24カ月)

(7) 本プロジェクトに関連するわが国の主な援助活動

日アセアン女性エンパワーメントファンド(海外投融資による出資 2016年～)

4 貧困層への金融サービスを提供してきた従来のマイクロファイナンス機関のみならず、商業銀行、モバイルネットワーク会社(Mobile Network Operators: MNOs)、保険会社等様々な機関が包摶的な金融サービスの提供を行っていることから、金融サービスプロバイダー(Financial Service Providers: FSP)という総称を用いる。

3. 業務の目的

本業務は、BOP層の女性のニーズを分析し、金融サービスの需給ギャップを明らかにしたうえで、ジェンダーの視点に立った金融・非金融サービスの設計を支援し、ベトナム女性連合およびFSPの能力強化を行うとともに、ジェンダーの視点に立った金融・非金融サービスの開発手法や規制監督・金融インフラ等にかかる提言をまとめた報告書を作成することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、締結済みのR/Dに基づいて実施される「ジェンダーの視点に立った金融包摂促進支援プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 「ジェンダーの視点」の重要性と関係機関との共通認識の醸成

本プロジェクトが目指す「ジェンダーの視点に立った金融包摂促進」とは、単に貧困・低所得層(BOP層)の女性へのアウトリーチ拡大のみならず、こうした女性の置かれた複雑な状況を十分考慮した金融関連サービスやデリバリーチャネル開発・提供促進、および政策・規制・制度等を含めたエコシステム強化を意味する。また、同時に、本プロジェクトのアプローチを通じて、現在良質な金融サービスを十分に活用できていないBOP層を取り込むことにより、健全な競争に基づく新たな市場を開拓・拡大し、ベトナム国の持続的経済成長を後押しすることを意味する。本業務はこの認識を踏まえつつ、カウンターパート機関であるベトナム女性連合やパートナーFSPとの認識の共有を常に確認しながら、業務を進めることが肝要である。

(2) プロジェクト実施体制

本業務においては、プロジェクト全体の意思決定・調整を行う「合同調整委員会(JCC:Joint Coordination Committee)」を設置する。JCCのメンバーは署名済みR/Dを参照のこと。JCCには後述のとおり規制・監督機関の参加を得て規制・政策への働きかけを進めるとともに、パイロット事業を実施するパートナー機関の参加を得て、パイロット活動の成果を最終報告書に含まれる提言に反映していく。

(3) 開発調査型技術協力プロジェクトとしての実施

本プロジェクトは開発調査型技術協力プロジェクトとして実施される。ベトナムにおいて、金融包摂促進の方向性は打ち出されているものの、民間のFSPによりBOP層のニーズに合った金融商品を提供していくためには、政府による規制の改善や効果的・効率的な監督が重要となる。本業務では、パイロット事業を通じて有効なアプローチを検証し、政策提言を行うとともに、そのプロセスを通じ、ベトナム女性連合、規制・監督機関、FSPの能力強化を行うこと。

(4) 金融包摂国家戦略への貢献およびベトナム国家銀行の本プロジェクトへの関与 現在、ベトナム国家銀行(SBV: State Bank of Vietnam)にて国家金融包摂戦略

(NFIS : National Financial Inclusion Strategy) の策定を進めている。ベトナム女性連合は、女性に関する政策の実施を監督し、提言を行うナショナル・マシナリーとしての機能を有していることから、本プロジェクトを通じて、国家金融包摂戦略の策定や実施のプロセスがジェンダーの視点を反映したものになるよう、促すことが重要である。また、FSP がどのような金融商品を開発できるか、またどのようなチャネルで供給できるかは、規制枠組みに大きく左右されるため、商品等の開発と合わせて規制枠組みの改変を働き掛けていくことが必要となる。このように、政策および規制にジェンダーの視点を反映していくことは重要であり、規制・監督機関である SBV の JCC への参加、第三国研修や現地国内研修・セミナー等への参加を促進していく旨、ベトナム女性連合と合意し、SBV に申し入れたところである。

(5) ベトナム女性連合の実施体制

本業務はベトナム女性連合本部の Supporting Women in Economic Development Department をカウンターパート機関として実施し、パイロット事業では必要に応じて省レベルのベトナム女性連合と連携する。ベトナム女性連合の年間予算（運営関連予算）は約 20 万ドルと非常に規模が小さく、Supporting Women in Economic Development Department の人員は 14 名（近々に 3 名増員予定）と、体制は脆弱であることから、フルタイムのカウンターパートを配置することは難しく、従来からのスタッフを中心に 3 名のパートタイムカウンターパートを配置することで合意している。

ベトナム女性連合 Supporting Women in Economic Development Department は JICA と技術協力プロジェクトを実施するのが初めてであることから、同 Department のカウンターパートと JICA 専門家チームによりプロジェクトチームを構成すること、プロジェクトにかかる意思決定は両者のコンサルテーションに基づき行いプロジェクトダイレクターが統括するといった点を詳細計画策定調査にて丁寧に確認し、ミニッツに記載した。業務の実施にあたっては、上記の点に留意し、カウンターパートおよびプロジェクトダイレクター、プロジェクトマネージャーと密に連携すること。

なお、ベトナム女性連合本部ビルの改修のため、ベトナム女性連合はハノイ郊外の女性アカデミー (Women's Academy) 内に移転しており、Women's Academy 内の施設にプロジェクトチームの執務スペースを確保する（ハノイ中心部から約 5 キロ）。

(6) パートナーFSPs の選定およびパイロット地域の選定

パイロット事業の実施においては、事業の目的に鑑み、ベトナム女性連合傘下の FSP に限定せず適切なパートナー機関を選定する。パートナーFSP 及びパイロット地域の選定にあたっては、ベトナム女性連合および JICA と十分に調整すること。

1) 対象とするパートナーFSP

プロジェクトでは最大 4 つの FSP をパートナー機関として選定し、商品開発を行う。パートナーFSP は正規マイクロファイナンス機関 (MFI⁵)、非正規マイ

クロファイナンス機関 (MFO, MFP⁶)、商業銀行、モバイルネットワーク会社、保険会社等、いずれか一つの形態に集中しないよう機関を選定する。

2) 選定基準

パートナーFSP の選定基準（仮）は以下のとおり想定しているが、本業務開始後にカウンターパートと協議し、最終決定すること。

- 財務的パフォーマンスが良好である
- 経営層においてジェンダーの視点を含む社会的パフォーマンスの向上に強い意識を持つ
- 需給ギャップ調査（後述）や商品開発・テスト販売のコストの一部を負担する能力がある
- 商品開発・テスト販売を通じた学びを他の FSP、ベトナム女性連合、規制・監督機関等ステークホルダーと共有する意思がある

3) パートナーFSP の選定プロセス

本業務開始前に、JICA ベトナム事務所がローカルコンサルタントと契約の上簡易調査を行い、ベトナム女性連合と JICA で協議のうえパートナー候補となる FSP をショートリスト化する（2019 年 3 月中に完了予定）。本業務開始後にキックオフ会合を開催し、FSP を含むステークホルダーにプロジェクトの計画を共有したうえで、パートナーFSP として参加する意思がある場合は、関心表明文書の提出を依頼する（但し、公平性および啓発の観点から、キックオフ会合へ参加する FSP、また関心表明文書の提出が可能な FSP はショートリストされた FSP に限定しない）。それら FSP に対するインタビュー等を経て、プロジェクトチームがパートナーFSP を選定したうえで、最終決定をすることを予定している。

4) パイロット地域の選定

パイロット地域はベトナム女性連合、パートナーFSP と協議のうえ決定する。パイロット地域は最大 2 か所を想定しており、2 つずつのパートナーFSP の業務対象地域が重なるよう調整を行う（パートナーFSP は最大 4 機関であるが、パイロット地域は 2 地域程度を想定）。パイロット地域として特徴の異なる地域を選定することが望ましい（例：北部 1 か所、南部 1 か所）。本業務のプロポーサル作成にあたっては、便宜上、北部（ハノイ周辺、車で 2-3 時間程度）、南部（ホーチミン周辺、車で 2-3 時間程度）1 か所ずつ（それぞれ 2-3 コミューン程度）をパイロット対象地域とすることを想定し、積算を行うこと。

(7) 研修、セミナー等への幅広い FSP の巻き込み

本業務はベトナム女性連合およびベトナム女性連合傘下の FSP を含む 4 つの FSP をカウンターパート機関及びパートナー機関として実施することを想定しているが、女性フレンドリーな商品やデリバリーチャネルに関するイノベーション促進、また健全な競争に基づくマイクロファイナンス市場の発展のため、パートナーFSP 以外の商業銀行、MFI、MNO や VBSP、ベトナム女性連合傘下にない正規・非正規のマイクロファイナンス機関他 FSP に対しても研修・セミナーへの参加を促し、ジェンダーの視点に立った金融・非金融サービスの提供促進を働きかけることが肝要であり、プロジェクト活動の実施において留意すること。

(8) 第三国研修の活用

ジェンダーの視点に立った金融包摂の優良事例については、ベトナム国内の事例も確認するものの、他国の先行事例や取り組みから学ぶことが有効であると考えられる。プロジェクトの初期段階で実施する第三国研修には、ベトナム女性連合、パートナーFSP、および規制・監督機関からの参加を促すこと。ジェンダーの視点に立った金融包摂政策、規制監督の体制・実施状況、FSPによる具体的な取り組み事例等の視察を行うことを目的として、15名×10日間×1回（2か国程度）で実施することを想定している。事前の情報収集では、フィリピン、タンザニア、ウガンダ（ジェンダー視点に立った金融包摂政策を有する）といった国が候補と考えられるが、それらに限らず、コンサルタントは想定される第三国研修先と研修内容につきプロポーザルで提案すること。

第三国研修の業務については、受入れ、研修監理、研修実施を含むものとし、航空券の手配、研修先の手配、教材の作成、研修場所及び必要資機材の手配、講義・実習・見学の実施、人選等に係る経費を見積もること。なお、第三国研修にかかる直接人件費を除く費用は別見積とする（直接人件費については、「2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）」に記載した業務量の範囲内で実施することとする）。

(8) 商品開発のアプローチ

プロジェクトで取り組む金融商品開発について、CGAP⁷により提唱される顧客中心のアプローチ⁸に基づき実施し、現行商品の改良および新商品の開発の2つの方策を念頭に、より効果・汎用性・持続性が高いものを検討すること。現行の規制下で商品化および販売が可能な場合、テスト販売の実施を含めて検討する。一方で、商品化において規制の改訂が必要となる場合は、Regulatory Sandbox⁹を活用しテスト開発・販売する方策を探ることが望ましいが、そのような対応が難しい場合は、その旨提言に含め規制改訂を促すこととする。現時点で想定できうる金融・非金融商品例があれば、プロポーザルにて提案すること。

(9) ローカルおよび第三国人材の積極的な活用

ベトナムにおける金融包摂を巡る状況（規制・制度等を含む）は非常に特殊かつ複雑であること（英語の文章は少なくベトナム語で理解をすることが必要）、カウンターパート及びパートナーFSPとの密なコミュニケーションが必須となることから、ベトナム固有の状況に精通したローカル人材の登用が不可欠である。また、他のジェンダー視点に立った金融包摂や顧客中心のアプローチに基づいたFSPの組織改革や商品開発に精通した第三国人材の登用も有効であると考えられる。それらローカルおよび第三国人材の業務従事者もしくは／および現地傭人

7 CGAP (The Consultative Group to Assist the Poor:貧困層支援協議グループ) は途上国の貧困層への金融アクセス確保に向け、パイロット事業や調査研究を通じて、実証を基に新たな方策・政策を提言することを目的とした、世銀に信託された研究開発機関（グローバルパートナーシップ）。

8 顧客のニーズ、趣向や行動様式を深く理解したうえで顧客に対するソリューションを提供し、ビジネス戦略や意思決定の中心に顧客のニーズを据えるアプローチ。<http://customersguide.cgap.org/>

9 政府が革新的な新事業を育成するため、現行法の規制を一時的に停止する規制緩和策。金融包摂においては、多くの国で事例がある。

としての登用を検討すること。

(10) 他ドナー、国際NGOとの連携

ベトナムの金融包摂セクターへはWB、ADB等主要ドナーが支援を実施している。戦略・政策の策定、SBVの規制・監督能力の強化、マイクロファイナンス機関の能力強化等を行っているため、適宜情報収集を行い、他ドナーの動向を把握すること。

なお、本案件を実施するうえでは、「ジェンダーの視点に立った金融包摂」の他国の優良事例等における知見を活用することが重要である。他国の経験をふまえた技術支援、第三国研修の実施等一連の業務について、ジェンダーの視点に立った金融包摂の促進に知見を有する Women's World Banking¹⁰ (WWB) と連携することが有効と考えられる。WWBはベトナム国の Maritime Bank とプロジェクトを実施中であることから、互いのプロジェクトに関する情報を共有し、それぞれのセミナーやトレーニングに参加することで、知見の共有を行うこと。

(11) 広報

業務実施にあたっては、本プロジェクトの意義、活動内容とその成果について、特にベトナム及び日本の国民各層に正しく理解されるよう、効果的な広報に努めること。日本・ベトナム両国のメディアへの情報提供等を通じ、積極的な情報発信を行う。研修コンテンツやパイロット活動結果等につき、ベトナムマイクロファイナンスワーキンググループを通じて発信する、またベトナム国内の一般的なメディアやソーシャルメディア、YouTube等を通じて発信する等工夫すること。加えて、本プロジェクトの活動の進捗状況及び成果について、JICAのWebサイト上に設置するプロジェクトホームページ（日本語）に原稿を提供するほか、プロジェクト中の写真やニュースレターを掲載すること。

(12) 運営指導調査

プロジェクト実施期間中に数回程度運営指導調査団の派遣を予定している。調査団派遣に際し、資料準備、打合せ、サイト訪問等の調整につき、対応すること。

6. 業務の内容

(1) 事前準備（国内作業）及びインセプションレポートの説明・協議

- 1) 詳細計画策定調査で収集した資料を含む既存の関連資料・情報、最新のデータを整理、分析、検討するとともに、詳細な業務内容及びスケジュールを含む業務計画を検討する。計画の検討にあたっては JICA と協議を行う。また、現地で更に収集する必要がある資料、情報、データをリストアップする。
- 2) 上記の結果をとりまとめてインセプションレポートを作成する。
- 3) インセプションレポートを実施機関に説明・協議し、必要に応じて加筆修正を行う。その後、JCC にて説明し、合意を得る。

10 女性の金融包摂促進のため、政策支援、調査研究、FSP 向け新商品開発等の技術支援を行う国際NGO。ニューヨークに本部を置き、世界 33 か国に 49 のパートナー機関（FSP）を有する。

- (2) ジェンダーの視点に立った金融包摂に関する研修・セミナーの実施
- 1) ステークホルダーを対象としたキックオフ会合を実施する。
 - 2) 國際的潮流を踏まえてジェンダーの視点に立った金融包摂を促進する上で課題となる点と対応策につきマクロ（規制・監督）、メゾ（金融インフラ）、ミクロ（サービス供給と顧客等ディマンドサイド）レベルで整理し、それに基づき、ベトナムの現状を分析する。
 - 3) 1)に基づき、ジェンダーの視点に立った金融包摂を進める上で、有益と思われるベトナム国内および他国の事例やグッドプラクティスについて情報を整理する。
 - 4) パートナーFSP およびパイロット地域、また必要に応じて個々の FSP が注力する女性マーケットセグメントを選定する。
 - 5) 4) も勘案の上、ベトナム女性連合、パートナーFSP、規制・監督当局を対象としたジェンダーの視点に立った金融包摂のグッドプラクティスを学ぶ第三国研修を実施する。
 - 6) 上記活動を通じた参加者の学び、ベトナムでの活用の可能性に関する議論を勘案のうえ、ジェンダーの視点に立った金融包摂に関する国内セミナーを実施する（北部、南部それぞれでの実施を想定）。
- (3) ジェンダーの視点に立った金融関連サービスの需給ギャップ調査（パートナーFSP と行うパイロット事業）
- 1) ベトナム女性連合およびパートナーFSP に対して商品開発にかかる顧客中心アプローチのオリエンテーション研修を実施する。
 - 2) パートナーFSPとともに調査計画を策定する。
 - 3) パートナーFSPとともに、BOP 層の女性の状況や従事活動（特に注力するマーケットセグメントが明白な場合にはその範疇の BOP 女性）、ライフサイクル、金融・非金融サービスへのニーズ、金融リテラシーや能力、それらサービスの利用状況等につき分析する。（ディマンドサイド）
 - 4) 3) と並行、あるいはその暫定結果を踏まえ、パートナーFSP とともに、FSP の経営管理やターゲット層への金融・非金融サービスの提供状況の分析を行う。（サプライサイド）
 - 5) パイロット地域におけるジェンダーの視点に立った金融サービスの需給ギャップとそのギャップ解消の可能性、並びに金融・非金融商品やサービスの潜在的マーケット規模を明らかにする。
- (4) プログレスレポートの作成・協議
- (2)、(3) の業務につきプログレスレポートとしてとりまとめ、実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。
- (5) ジェンダーの視点に立った金融関連サービス提供促進に向けての提案（パートナーFSP と行うパイロット事業）
- ※本業務はパートナーFSP による以下の活動を支援する。
- 1) ジェンダーの視点を反映した経営戦略やモニタリング体制、既存の研修の見直し等につき検討し、実行に向けた計画を作成する。

- 2) ジェンダーの視点に立った金融関連サービス（※）提供促進に向けて、顧客中心のアプローチに則り、具体的な方策や商品・サービス内容を検討する。
 （※）女性のライフサイクルや生計状況に合わせた様々なニーズに応じる送金・支払、預金、融資、保険、リース等の金融サービス（デジタルファイナンスも含む）、並びに金融教育等の非金融サービスを想定。
- 3) 金融商品の試作版（プロトタイプ）の設計を行う。
- 4) 顧客の権利を保護し能力を高めるための非金融サービスの設計を行う。
- 5) 試作版につき、サンプル顧客に対してテスト販売を行う。

(6) FSP 向け研修の実施

- 1) パイロット事業の結果に基づき、BOP 層の女性向け金融市場のポテンシャルやその活用の意義、それら金融・非金融サービスのデザイン、開発手法やプロセスに加えて、FSP がジェンダーの視点に立った金融サービスを促進するうえでの教訓および提言をとりまとめる。
- 2) ベトナム女性連合が FSP 向けの研修を実施する。

(7) 政策・規制・監督機関を含むステークホルダー向けセミナーの実施

- 1) パイロット事業に基づき、ジェンダーの視点に立った金融包摂を推進する上でベトナムにおいて重要な点をマクロ（規制・監督）、メゾ（金融インフラ）の観点から分析する。
- 2) 政策・規制・監督機関を含むステークホルダーに対して、プロジェクトから導かれる教訓を共有するセミナーを実施する（ハノイでの実施を想定）。

(8) ドラフトファイナルレポートの作成・協議

すべての調査成果をドラフトファイナルレポートとしてとりまとめ、実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

(9) ファイナルレポートの作成

ドラフトファイナルレポートに対する JICA 及び先方実施機関のコメントを受けて、ファイナルレポートを作成し、JICA に提出する。

7. 成果品等

(1) 調査報告書

本業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品はファイナルレポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

1) インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：調査開始後 1 ヶ月以内

部 数：英文（5 部および電子データ）、ベトナム語（5 部および電子データ）

2) プログレスレポート

記載事項：ジェンダーの視点に立った金融包摂に関する研修・セミナーの実施、ジェンダーの視点に立った金融関連サービスの需給ギャップ調査等

提出時期：需給ギャップ調査後（調査開始 10 ヶ月後を目処）

部 数：英文（5 部および電子データ）ベトナム語（5 部および電子データ）

3) ドラフトファイナルレポート

記載事項：調査結果の全体成果

提出時期：調査開始 22 ヶ月後を目処

部 数：和文（要約・電子データ）、英文（5 部および電子データ）、ベトナム語（5 部および電子データ）

4) ファイナルレポート

記載事項：調査結果の全体成果

提出時期：ドラフトファイナルレポートに対するベトナム側コメント提出から 1 ヶ月以内

部 数：和文（要約・3 部）、英文（25 部）、ベトナム語（25 部）CD-R 3 部

(2) その他の報告書等

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後 10 日以内

部 数：和文（電子データ）

2) 業務実施報告書

ファイナルレポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書

記載事項：

- ①最終報告書の概要
- ②活動内容（調査）

　　調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

- ③活動内容（技術移転）

　　現地におけるセミナー・研修、パイロット活動等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述

- ④業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）

- ⑤提言等の具体化に向けての提案

添付資料：

- ①業務フローチャート
- ②業務人月表
- ③セミナー・研修実績
- ④合同調整委員会議事録等
- ⑤その他調査活動実績

提出時期：業務終了時

部 数：和文2部および電子データ

3) 議事録、作成資料等

実施機関との調整会議、各報告書説明・協議にかかる議事録を作成し、JICAに速やかに提出する。また、JICA及びコンサルタントが主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、会議開催から10日以内にJICAに提出する。

4) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ) 活動に関する写真
- ウ) 業務フローチャート

5) 収集資料

本業務を通じて収集した資料及びデータは項目ごとに整理し、可能な限り電子データで収録し、収集資料リストを添付のうえ、JICAに提出する。

6) 成果品の仕様

ファイナルレポートについては製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

第4 業務実施上の条件

1. 調査工程

2019年3月中旬より業務を開始し、2020年1月中旬を目途にプログレスレポートを提出する。2021年1月下旬までにドラフトファイナルレポートを提出し、2021年2月下旬までにファイナルレポートを作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

合計 約 34 M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務において必要とされる専門性は以下のとおりであるが、複数分野の兼務も可とする。業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

また、下記の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 業務主任者／金融包摶政策（2号）
- 2) 金融サービス／ジェンダー（3号）
- 3) 金融商品・非金融商品開発
- 4) 研修計画／業務調整

3. 相手国の便宜供与

- (1) カウンターパートの配置：3名のパートタイムカウンターパートを配置予定。
- (2) 事務所スペースの提供：Women's Academy の庁舎内に事務所スペースが提供される（エアコン・コピー機未設置のため、それら資機材購入費を本見積に含めること）
- (3) 関連データ等の情報提供：プロジェクト実施に当たって必要な情報提供等が得られる。

4. 配布資料及び閲覧資料

(1) 配布資料

- ・ 詳細計画策定結果報告書
- ・ R/D（写）
- ・ ローカルコンサルタント調査報告書（JICA ベトナム事務所との契約に基づき 詳細計画策定調査時に追加調査を実施）

5. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができるることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は

必要ない。

(2) 不正腐敗防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

(3) 安全管理

現地業務に先立ち、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理及び安全確保に十分留意する。当地の治安状況については、外務省「海外安全情報ホームページ」等を通じて事前に情報収集するとともに、JICAベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うこと。また、同支所と常時連絡を取れる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同支所と緊密に連絡を取るよう留意する。

(4) 適用する約款

本業務にかかる契約は「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、全ての費用について消費税を課税することを想定しています。

